

令和3年11月18日

学校保健（学校歯科医）研修会

学校歯科医の職務について

東京都教育庁 地域教育支援部
歯科保健担当課長 山田 善裕

本日の内容

- 学校とは
 - 学校歯科医の位置づけ
 - 学校歯科医の職務
 - 学校歯科保健活動の概要
- ☆ 執務記録の作成と提出

学校保健関係法規など

- 日本国憲法
- 教育基本法(H18改正)
- 学校教育法(S22)
 - ・12条:健康診断
- 学校保健安全法(H21.4.施行 旧 学校保健法)
 - ・5条:学校保健計画の策定 ・8条:健康相談 ・9条:保健指導
 - ・10条:地域の医療機関との連携 ・11～14条:健康診断
 - ・23条:学校医、学校歯科医、学校薬剤師
 - ・27条:学校安全計画の策定等
 - ◇ 学校保健安全法施行規則 改正(H28.3.22改正)
 - ◇ 健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項について 改正
- 学校給食法(H21改正)
- 食育基本法(H17)
- 東京都教育施策大綱(H29.1)
- 東京都教育ビジョン(第4次)(H31.3)

東京都教育施策大綱(H29.1)

http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/pickup/seisaku/seisaku_sougoukaigi/general_principle2016.pdf

東京の将来像と目指すべき子供たちの姿

- 1 誰もが自ら望む教育を受けられ
可能性を伸ばせる社会の実現
- 2 グローバル化の進展の中で
たくましく生き抜く人間
- 3 共生社会の中で多様性を尊重し
積極的に社会的役割を果たす自立した人間

東京都教育施策大綱(H29.1)

今後の教育施策における重要事項

- 重要事項Ⅰ 全ての子どもが学び成長し続けられる教育の実現
- 重要事項Ⅱ 新しい価値を創造する力を育む教育の推進
- 重要事項Ⅲ 世界で活躍できる人材の育成
- 重要事項Ⅳ 社会的自立に必要な力を育む教育の推進**
- 重要事項Ⅴ 悩みや課題を抱える子どもに対する
サポートの充実
- 重要事項Ⅵ 障害のある子どもたちの
多様なニーズに応える教育の実現
- 重要事項Ⅶ オリンピック・パラリンピック教育の推進
- 重要事項Ⅷ 子どもたちの学びを支える教師力・学校力の強化

東京都教育ビジョン(第4次) (H31年3月)

http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/administration/action_and_budget/action/vision2019.html

- 子どもの「知」「徳」「体」を育み、社会の持続的な発展に貢献する力を培う
 - 基本的な方針1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育
 - 基本的な方針2 社会の持続的な発展を牽
 - 基本的な方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育
 - 基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育
 - 基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育
 - 基本的な方針6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育**
- 学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子どもを育てる
 - 基本的な方針7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育
 - 基本的な方針8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」
 - 基本的な方針9 これからの教育を担う優れた教員の育成
 - 基本的な方針10 教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」
 - 基本的な方針11 質の高い教育を支える環境の整備
 - 基本的な方針12 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動

1. 学校とは

学校教育法 第一条及び第二条(抜粋)

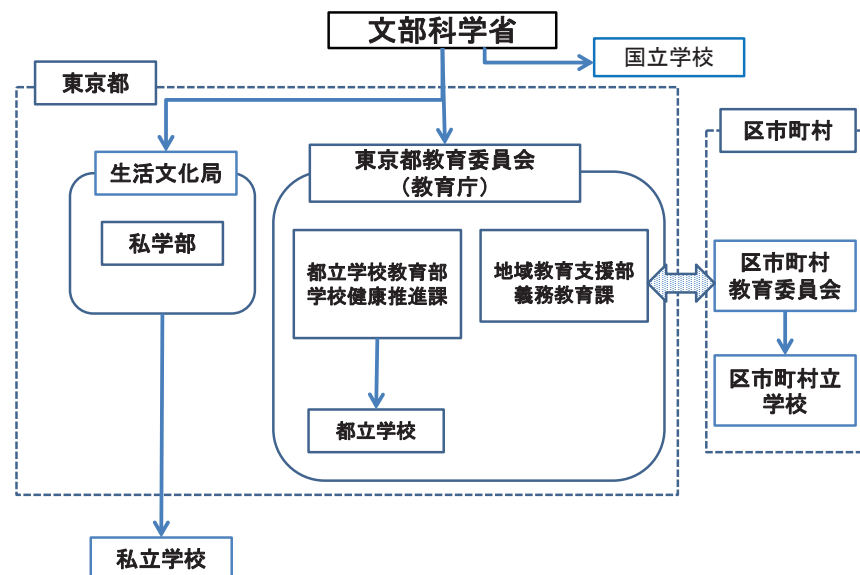
第一条(学校の範囲)

学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第二条(学校の設置者)

学校は、国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。)、地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。)及び私立学校法第三条に規定する学校法人(以下学校法人と称する。)のみが、これを設置することができる。

教育委員会と学校



東京都内国立・公立・私立学校の 児童生徒数及び学校数 (令和元年)

	園児・児童・生徒数				学校数			
	国立	公立	私立	合計	国立	公立	私立	合計
幼稚園	356	11,581	138,333	150,270	2	168	815	985
小学校	3,610	586,114	25,149	614,873	6	1,271	54	1,331
中学校	2,644	222,730	75,003	300,377	6	610	188	804
義務教育学校	-	6,272	-	6,272	-	7	-	7
中等教育学校	1,441	5,587	-	7,028	2	6	-	8
高等学校	3,242	133,349	173,694	310,285	6	186	237	429
特別支援学校	433	12,797	234	13,464	4	62	4	70

学校基本調査報告書 令和元年5月1日 現在

東京都内公立学校数 (令和3年)

都内公立学校数 (令和3年4月1日現在)			
学校種別	令和3年度	(参考) 令和2年度	備考
区市立幼稚園	163園	168園	
区市町村立小学校	1,266校	1,267校	
区市町村立中学校	602校・1分校	603校・1分校	分校は外数である。
区立義務教育学校	8校	8校	
区立中等教育学校	1校	1校	
区立特別支援学校	5校	5校	
都立中学校	5校	5校	
都立高等学校	186校	185校	
都立中等教育学校	5校	5校	
都立特別支援学校	58校	57校	(うち1校は、校舎の改修工事のため休校)

東京都教育委員会ホームページ

(https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/number_of_schools.html)

2. 学校歯科医の位置づけ

① 法的な位置づけ 学校保健安全法 第二十三条

学校には、学校医を置くものとする。

- 2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。
- 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。
- 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
- 5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

② 学校歯科医の委嘱

学校歯科医は、学校の設置者(文部科学省・都道府県教育委員会・区市町村教育委員会)から委嘱される。

3. 学校歯科医の職務

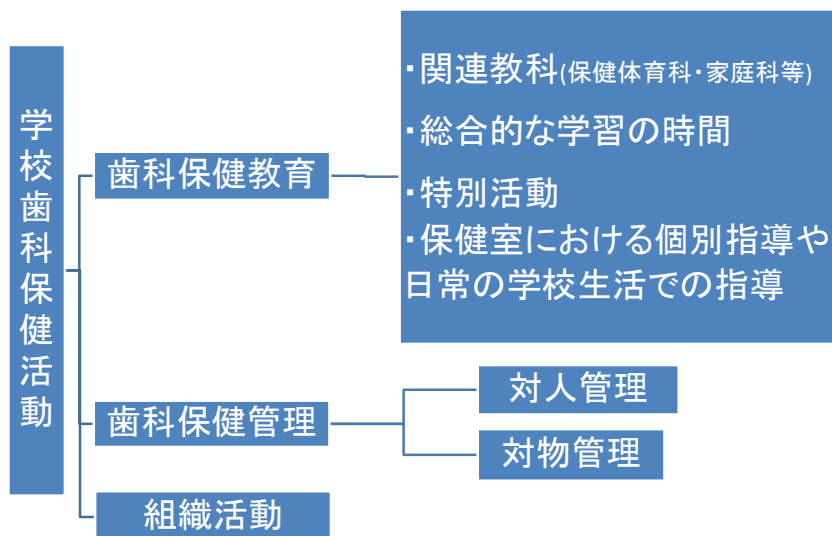
学校歯科医の職務執行準則

学校保健安全法施行規則 第二十三条

学校歯科医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
- 二 法第八条の健康相談に従事すること。
- 三 法第九条の保健指導に従事すること。
- 四 法第十三条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。
- 五 法第十四条の疾病の予防処置のうち齲歯その他の歯疾の予防処置に従事すること。
- 六 市町村の教育委員会の求めにより、法第十一条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。
- 八 2 学校歯科医は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校歯科医職務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

4. 学校歯科保健活動の概要



歯科保健教育

歯・口の問題について、子供たちが**自分の力で健康な生活を営むことができる能力を持たせるための教育**

- (1) 関連教科（体育科・保健体育科・生活科・家庭科・理科等）
- (2) 総合的な学習の時間
- (3) 特別活動
- (4) 保健室における個別指導や日常の学校生活での指導

歯科保健管理

学校歯科医の基本的な役割

心身の管理、生活の管理、環境の管理

特に、健康診断をはじめ、**心身の管理が重要**

- 健康診断(歯・口腔の健康診断)
(定期・臨時・就学時)
- 健康相談
- 健康診断時の個別の歯科保健指導
- 事後措置(CO・GOの選別と指示)
- CO・GOのものに対し、継続的な観察・指導

事後措置

- 健康診断の結果に基づいて精密な検査、治療処置が必要なものにその指示を行う
- CO・GOなどを有するものに**継続的な観察、指導**を行う

事後措置 : かかりつけ歯科医との連携

学校歯科医はCO・GO等観察指導する必要のある児童・生徒に一定期間後に事後措置を行うほか、児童・生徒が地域のかかりつけ歯科医に受診した際、かかりつけ歯科医も、CO・GOといった学校歯科の専門知識を理解し、その対処法は地域の歯科医師全員に徹底普及する必要がある。

組織活動

学校保健委員会等、各種委員会での指導・助言にとどまらず、学校保健関係者と協力して学校保健を効果的・円滑に推進させる

- 学校保健安全計画の立案
- 学校保健委員会への参加
- 健康づくり推進体制の構築

学校保健計画

学校保健安全法第5条

児童・生徒の健康の保持増進を図ることを目的とし、保健管理、保健教育及び学校保健に関する組織活動に関する事項について、年間を通じた学校保健に関する総合的な計画

学校保健委員会

児童・生徒の健康づくりに関して意見交換を行い、協議研究をするとともに、実践的な活動を行う

校長、副校長、主幹、保健主任、養護教諭や学校医等をはじめ、家庭、保健関係機関等地域の代表によって構成される

学校保健委員会での役割

学校歯科医は学校の中でただ一人の歯科保健の専門家であるが、身分は学校職員の一人でもあり、学校の現在の課題を把握する。

学校の歯科保健の課題をポイントをしぼってわかりやすく伝え、**学校医、学校薬剤師、教職員、保護者等と連携**して解決を図る。

健康づくり推進体制の構築

- 学校歯科医にとって身近な存在の養護教諭、保健主事、校長、副校長等と日頃から意思疎通に努める。
- 学校の状況や校長の教育理念を理解し、非常勤職員として協力していく。
- 入学式、卒業式、運動会等学校行事へ積極的に参加することが望ましい。
- 保健所、地区歯科医師会(学校歯科医会)、町会、自治会等と連携して児童・生徒の健康づくりが円滑に推進できる環境整備を働きかける。

☆執務記録の作成と提出☆

学校保健安全法施行規則第23条

学校歯科医が**職務に従事した**ときは**その状況の概要**を学校歯科医執務記録簿に記入して**校長に提出**する

☆執務記録の作成と提出☆

- 健康診断、保健指導、保健講話等学校内での活動
- 学校保健に関する研修会、講演会、研究大会への参加、電話相談等**学校外での活動**
- 養護教諭が代行作成する場合も多いが、**内容の確認が必須**
- **執務記録の提出をもって活動が完結する**

学校
歯科医
執務記録
の例
(都立学校)

部
指
標
(学校長)

平成 年 月 日

学校歯科医執務記録

執務日時		午前・午後 全 日	執務者氏名	⑩
月 日 ()		執務場所	学校、診療所等(東野電話等)、研修会、講習会、その他()	
執 務 の 概 要				
項 目			記 事	
1 学校保健委員会等 (1) 学校保健計画立案 (2) その他 ()				
2 定期健康診断				
3 臨時健康診断				
4 健康相談及び保健指導 (1) 健康相談 (2) 保健指導 (3) 保健講話 (4) その他 ()				
5 学校保健に関する研修会、講習会等			特 記 事 項	
6 その他 (1) 救急時の処置 (2) 予防処置(フッ化物塗布) (3) その他 ()				

- 注意事項
- 1 学校歯科医は、職務に従事したとき、その状況をこの執務記録に記入し、校長に提出してください。
 - 2 この執務記録は、執務日ごとに記入してください。1日のうちで執務が数種にわたる時でも、1枚にまとめて記入してください。
 - 3 学校以外の場所で行った時は、出校時に記入してください。